

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

架空料金請求詐欺の被害が増加しています!!



架空料金請求詐欺とは、未払いの料金があるなど架空の事実を口実として金銭等をだまし取る手法です。

例えばこんな手口です

インターネットサイト事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で、携帯電話にショートメッセージ（SMS）が送られたり、法務省や裁判所などの名称で自宅にはがきを送付されることにより、実際には使用していない料金を支払わせようとしています。

SMSやはがきなどを受け取った被害者が本文に記載された電話番号に電話をかけると、「払わなければ裁判になる」「今日払えば大半が返金される」などと言われ、払ったほうが良いと思い込まされてしまいます。【警察庁HPから引用】



本市の消費者センターにも、通信会社や通販会社、公的機関等をかたった身に覚えのない支払請求の相談が多数寄せられています。独立行政法人国民生活センターにおいても、今年に入り、架空請求に関する相談急増への注意喚起情報が発信されています。

被害を防止するための3か条

- 1 まずは、無視する
- 2 間違っても、連絡しない
- 3 不安なときは、聞いてみる →

裏面を
ご覧ください!



苫小牧市消費者センターにご相談ください！！

消費者センターは、消費者の権利の確立と消費者の自立の推進に寄与するため、消費生活に関する相談・苦情受付のほか、消費者教育及び啓発、暮らしに役立つ情報提供などを行っています。

トラブルには、なっていないけど・・・なんとなく不安・不満と感じる契約や商品など、情報提供だけでも構いませんので、お気軽に消費者センターを活用してください。



訪問販売のトラブル



インターネットトラブル



ひとりで悩まず、

気軽に相談してください



借金のトラブル



電話勧誘のトラブル

他に、こんなご相談も！！

- 美容液・化粧品などのお試し購入のつもりが、定期購入だった
- 身に覚えのない請求がきた
- 不審電話（アポ電など）、不審メール など

◇ 苫小牧市消費者センター ◇

電 話： 33-6510

相談受付：平日8時45分～17時15分

毎月第2・第4金曜日は20時00分まで

住 所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階